

宮城県感染症予防計画 改定案の概要

1 総論

新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症対策の一層の充実を図る。

2 地域の関係者間の連携

感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制を整備するため、県、仙台市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関により構成する感染症連携協議会を設置し、平時から意思疎通、情報共有、連携の推進を図る。

3 検査実施体制及び検査能力の向上

- (1) 新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、知事等と民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行う。
- (2) 地方衛生研究所等が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行う等、平時から体制整備に努める。

4 感染症に係る医療提供体制の確保

- (1) 県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する。
- (2) 医療機関と医療措置協定を締結するに当たっては、診療等の際に用いる個人防護具の備蓄を求める。
- (3) 新興感染症の入院医療を担当する医療機関（第一種協定指定医療機関）を指定。
- (4) 新興感染症の発熱外来を担当する医療機関（第二種協定指定医療機関）を指定。
- (5) 初動対応等を行う協定締結医療機関について、流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を導入する。
- (6) 新興感染症の世界的な大流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品等の供給及び流通を適確に行うため、必要な医薬品等の確保に努める。

5 感染症の患者の移送体制確保

患者の医療機関への移送は、保健所長が行う業務とされているが、保健所のみでは対応が困難な場合において、消防機関との協定締結、民間事業者等への業務委託等を図る。

6 医療提供体制等の確保に係る数値目標等

新興感染症対応における、入院及び発熱患者に対応する医療機関の確保や、地方衛生研究所等、保健所及び民間検査機関等における検査体制、個人防護具の備蓄、後方支援、宿泊施設の確保等の数値目標を設定。まずは新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指す。

7 宿泊施設の確保

民間宿泊業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する検査等措置協定を締結すること等により、平時から宿泊施設の確保を行う。

8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等や市町村の協力を活用しつつ外出自粛対象者の健康観察の体制を確保する。また、外出自粛により生活上必要な物品等の入手が困難になることから、当該対象者について生活上の支援を行う。

県は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、宮城県感染症連携協議会等を通じて、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等と連携を深める。

9 知事による総合調整・指示

知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、感染症対策全般について、仙台市長、その他市町村長及び関係機関に対して総合調整を行う。

10 保健所の体制確保

- (1) 県は IHEAT 要員の確保や研修、IHEAT 要員との連絡体制の整備や IHEAT 要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT 要員による支援体制を確保する。保健所においては、平時から、IHEAT 要員への実践的な訓練の実施や IHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備するなど IHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。
- (2) 保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続を図る。また、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができるようにする。